

労務 ROAD

■ 時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)

この春からの働き方改革に合わせて、「勤務間インターバル制度」の導入に取り組む中小企業事業主を応援する助成金が設立されました。

★「勤務間インターバル制度」とは…

労働者の終業時刻から次の始業時刻の間に一定の時間（休息时间）を設定する制度

● 支給対象となる事業主

- (1) 労災保険の適用事業主であること
- (2) 次のアからウのいずれかに該当する事業場を有する事業主であること
 - ア 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - イ 既に休息时间数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場で、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ウ 既に休息时间数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

● 支給対象となる取組（一例）

- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 ※
- ・デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新 ※
- ・労務管理用機器の導入・更新 ※
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・人材確保に向けた取組

⇒取組みの内容と、それによる効果を客観的・具体的に説明する必要があります。

● 成果目標の設定

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息时间数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを導入。

- ア 新規導入
- イ 適用範囲の拡大
- ウ 時間延長

● 支給額（原則）

対象経費の合計額×補助率（3/4）

上限：「9時間以上11時間未満」80万円（上記目標イ・ウのみの場合：40万円）

「11時間以上」100万円（上記目標イ・ウのみの場合：50万円）

（労働者数30人以下の事業所が※印の取組を実施した場合、所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。）

⇒支給・不支給の決定については、雇用環境均等部の審査によります。

● 事業実施期間

2020年1月15日（水）までに取組を完了する必要があります。

申請の受付は2019年11月15日（金）まで（必着）です。
詳細が気になる方はお早めにお問い合わせください！

【厚生労働省 より】

■ 一般事業主行動計画策定義務の対象拡大

令和元年6月5日の女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務が以下の通り拡大されます。

(改正前)

常時雇用する労働者が
301人以上

⇒

(改正後)

常時雇用する労働者が
101人以上

※施行日は公布後3年以内の政令で定める日（未定）です。【厚生労働省 より】

VOL.657
(1908-3)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

先週はお盆休みがあった方も、今週からいつも通りの1週間が始まりますね！
私はお盆休み中、遠出はしなかったのですが、毎年恒例の淀川の花火大会を見に行きました！今年は今まで見たことのない、変わった花火が多くておもしろかったです。
(矢尾)

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所

Instagram: @ksj_koumoto

Twitter: @ksj_koumoto